

# 航空事故調査報告書

個　　人	所　　有	J A 5 2 7 3
日本農林ヘリコプター株式会社所属		J A 7 6 4 8
尾　上　商　事　所　有		J A 9 7 5 5
朝　日　航　空　株　式　会　社　所　属		J A 3 8 8 7
インペリアル航空株式会社所属		J A 7 4 2 5
日本航空株式会社所属		J A 8 1 1 5
個　　人	所　　有	J A 3 8 7 8
静　岡　県　航　空　協　会　所　属		J A 3 2 8 8
鹿児島国際航空株式会社所属		J A 9 3 5 4
個　　人	所　　有	J A 3 5 3 9
武　田　商　事　所　属		J A 4 0 1 1
ベンセン式 B - 8 型	ジャイロ・プレーン	
マックスエア式ドリフター型	超軽量動力機	
マックスエア式ドリフター X P 型	超軽量動力機	
菱和式つばさ W 1 - 1 型	超軽量動力機	

平成元年 3月 24日

航空事故調査委員会

本報告書は個人所有セスナ式421C型JA5273、日本農林ヘリコプター株式会社所属ヒラー式UH-12E型JA7648、尾上商事所有アエロスパシアル式AS350B型JA9755、朝日航空株式会社所属セスナ式172P型JA3887、インペリアル航空株式会社所属川崎ベル式47G 3 B-KH 4型JA7425、日本航空株式会社所属ボーイング式B747-100A型JA8115、個人所有パイパー式PA-28RT-201T型JA3878、静岡県航空協会所属パイパー式PA-18-135型JA3288、鹿児島国際航空株式会社所属川崎ベル式206B型JA9354、個人所有富士重工式FA-200-160型JA3539、武田商事所属セスナ式T210R型JA4011、ベンセン式B-8 M型ジャイロ・プレーン、マックスエア式ドリフター型超軽量動力機・マックスエア式ドリフターXP型超軽量動力機及び菱和式つばさW 1-1型超軽量動力機の航空事故に関し、航空事故調査委員会が実施した調査に基づき、航空事故調査委員会設置法第20条の規定により作成したものである。

航空事故調査委員会委員長 武 田 峻

航空事故調査報告書  
菱和式つばさ W1-1型超軽量動力機  
茨城県北相馬郡守谷町  
昭和63年7月31日

平成元年2月15日  
航空事故調査委員会議決  
委員長 武田 峻  
委員 薄木 正明  
委員 西村 淳  
委員 東 昭  
委員 竹内 和之

## 1 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

菱和式つばさ W1-1型超軽量動力機は、昭和63年7月31日16時50分ごろ、茨城県北相馬郡守谷町大柏の場外離着陸場でジャンプ飛行の訓練中、滑走路上にハンド・ランディングして、中破した。

同機には、操縦者のみが搭乗していたが、重傷を負った。

### 1.2 航空事故調査の概要

#### 1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和63年8月6日、運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官及び調査官1名を指名した。

#### 1.2.2 調査の実施時期

昭和63年8月8日 現場調査

#### 1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

## 2 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

菱和式つばさW1-1型超軽量動力機(付図参照)は、昭和63年7月31日午前中、茨城県北相馬郡守谷町大柏の場外離着陸場で、事故機の操縦者が所属するフライング・クラブの他の会員により飛行訓練に使用されていたが、この間、同機に異常は認められなかった。

事故機の操縦者は、同型式ではあるが別の機体で10時40分ごろから約40分間にわたり地上滑走及びジャンプ飛行の操縦訓練を行った。

午後に再開した操縦訓練の際に事故が発生したが、事故に至るまでの経過は、操縦者によれば、次のとおりであった。

操縦者は、午前中から使用していた機体で、約30分間の地上滑走及びジャンプ飛行の訓練を行っていたが、その後、フライング・クラブからの指示で、操縦者が初めて使用する当該事故機に変更して訓練を続行した。操縦者は、16時45分ごろから、変更した機体で滑走路の南側から北側に向けて地上滑走の訓練を1回行い、方向を転じて滑走路の南側まで戻ってきた。

次いで、南側から地上滑走を行いジャンプ飛行の操作を行ったところ、いきなり5メートル程度機体が浮上してしまったため、着陸しようとしてスロットルを絞ったりしたが、失速状態となり、同機は前脚部から前のめりに滑走路にハード・ランディングした。

事故発生時刻は、16時50分ごろであった。

### 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

操縦者は重傷を負った。

### 2.3 航空機の損壊に関する情報

#### 2.3.1 損壊の程度

中 破

#### 2.3.2 航空機各部の損壊の状況

プロペラ・ブレード	破 損
ノーズ・ストラット	折 損
ノーズ・フォーク	湾 曲

燃料タンク

脱 落

## 2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

な し

## 2.5 乗組員に関する情報

操縦者 男 性 30歳

操縦者は、超軽量動力機を操縦するため昭和63年7月9日フライング・クラブに入会したが、事故当日までに学科講習1日（3時間程度）、操縦訓練3日（1日当たり1時間程度）の経験であった。

## 2.6 航空機に関する情報

### 2.6.1 航空機

型 式 菱和式つばさW1-1型

製造年月 昭和60年 5月

### 2.6.2 エンジン

型 式 ゼノア式G25B-1型

燃 料 混合燃料（25：1）

## 2.7 気象に関する情報

操縦者及び指導員によれば、事故当日は終日快晴、北の風約3メートル／秒で突風現象はなかったとのことであった。

## 2.8 その他必要な事項

事故機は、前脚部のブレーキが鉄板ではなく、アルミ板でできているため操縦者が事故発生以前まで使用していた別の機体と比較して、前脚部が約1.5キログラム軽くなっていた。

## 3 事実を認定した理由

### 3.1 解 析

3.1.1 当時の気象は、本事故に関連はなかったものと推定される。

3.1.2 同機は、操縦者の口述及び調査結果から、事故発生まで異常はなかったものと推定される。

3.1.3 操縦者は、フライング・クラブに入会したのが昭和63年7月9日であり、事故当日までに、3時間程度の学科講習を間にはさんで1日当たり1時間程度の操縦訓練を3日間受講していたが、2日目のジャンプ飛行訓練においても操縦操作が適切でなかったことによってプロペラを折損しており、操縦技量は未熟であったものと推定される。

3.1.4 操縦者は、当日午後の訓練の途中で、それまで使用していた機体から当該事故機に変更し、地上滑走の訓練を行い、次いでジャンプ飛行のための機首上げ操作を行ったところ、同機は機首が大きく上がり5メートル程度浮上したとのことである。このことについては、操縦者が従来使用していた機体と比較して前脚部が軽い同機の操縦に不慣れであったことの関与が考えられる。

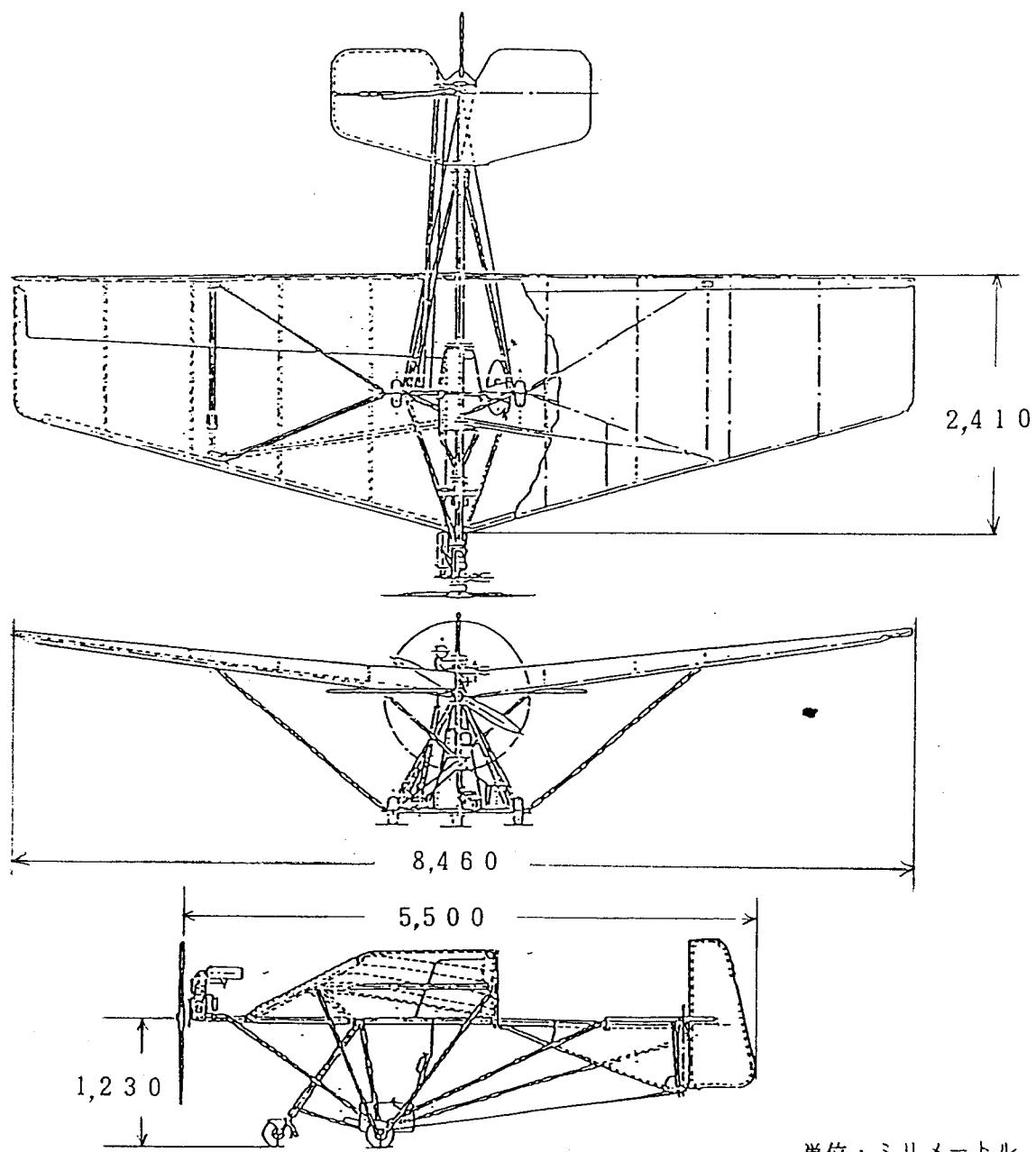
3.1.5 機体がいきなり5メートル程度浮き上がったので、操縦者があわてて着地しようとしてスロットルを急激に絞ったことにより、同機は失速状態となり滑走路に前脚部から前のめりにハード・ランディングしたものと推定される。

#### 4 原因

本事故は、ジャンプ飛行の訓練中に同機が5メートル程度浮上し、操縦技量の未熟な操縦者がスロットルを急激に絞ったため失速状態となり、前のめりにハード・ランディングしたことによるものと推定される。

付図

菱和式つばさ W 1 - 1 型  
超軽量動力機三面図



単位：ミリメートル